

【第2部】 パネルディスカッション
〈テーマ〉「中小企業とコンプライアンス」

[パネリスト報告]

中小企業にコンプライアンスリスクに気付ける機会を

中村 孝子 氏（桐蔭法科大学院修了、企業内弁護士）

大澤 久保利先生が先ほど、弁護士は人の5倍は働く、中小企業こそ社内弁護士として若い人を雇って仕事をさせてみたらどうか、という具体的な処方箋を示してくださいました。

明石市という市があって、市長は泉さんという弁護士ですが、まさに久保利先生がおっしゃったのと同じことをおっしゃってしまして、弁護士を1人雇うと人の何倍も働く。したがって、市役所の職員の何倍も働くものですから、コストパフォーマンスは非常に良いと言っておられます。その市役所には、今は多分5人か6人ぐらいいると思いますが、まさにこの考え方を実践しておられます。私も、本当に中小企業こそ弁護士さんを雇ってもらいたいなと思っています。

さて、今日は、桐蔭の修了生で社内弁護士をしているお3人の方にお越しいただきました。中村さん、中田さん、宗貞さんの3名の方にそれぞれ報告をしていただきたいと思えます。

それでは、まず中村さんから、お願いします。

中村 企業内弁護士をしております中村孝子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、「はじめに」ということで、私の略歴をご紹介させていただきます。私は、新卒でNTT〔日本電信電話株式会社〕に入社して、途中で株式会社NTTドコモに転籍をしています。そういう大企業にかれこれ16年在籍しておりました。

その途中で、こちらの桐蔭法科大学院ができた年から夜間コースで勉強をしました。おかげさまで合格したあとは、資格をとりまして、弁護士事務所勤務を経まして、今は株式会社D2Cという、300人を越える規模の、中小企業ではないのですが、小規模の会社に勤務しております。D2CはNTTドコモの子会社で、NTTドコモが51%の株を取得しています。

本日は、私のほうからもコンプライアンスに関してご説明をさせていただくのですが、中小企業はコンプライアンスリスクに気付ける機会がなかなかないのではないかと感じておりまして、そこに向けてお話をしていきたいなと思っております。

まず、企業規模、株主構成によるコンプライアンス意識の違いがどうなのかというところですが、在籍しておりましたドコモのような大企業と中小企業を比べてみますと、当然

大企業では整った制度に基づくコンプライアンスというのがありまして、何事にも慎重に判断をしているところがあると思います。それに比べると中小企業は、コンプライアンス活動という、やはりなかなか手が届かないところが多いのかなと感じています。

中小企業でも、弊社のような、株主が大企業である中小企業と、そうではない、株主が個人であるような中小企業とでは大きく違うのかなと思っております。現在、私が所属しているような会社では、親（会社）の監視もございまして、報告義務もいろいろあったりというところで、基本的なコンプライアンス活動は、ある程度積極的にできているのかなというところがございます。いろいろな関連法令に関して勉強会を実施したり、コンプライアンスに関するメッセージを情報発信しています。ガバナンスに関しても、しっかり守っていきましょうといったことを、委員会を通して周知を図っています。契約に関しても、取り引きをするときには必ずこのひな形を使って契約をしてください、とか、取り引きをするときには必ず法務室を通してください、とか、そういったことを言っていけるのかなと思っています。

日本の中小企業と言われるところのほとんどは、そういったコンプライアンス活動の重要性そのものになかなか気付いていないのかなと思っております。例として、最近ある小さな企業の幹部の方とお話しする機会がありましたので、そのエピソードをお話ししたいと思います。

その企業は、30人規模の小さな会社です。モチベーションや実力は本当に素晴らしく、何も問題なく取引をしている会社です。

しかし、その企業では取引先との契約書を締結せず、メールや口頭で打合せをして決めてきているということでした。

こちらの会社は契約書がないという程度で済んだのでよかったのですが、先ほど熊田先生からご紹介があったような、しょっぴかれるようなところについてのリスクに気付いていなかった、ということもあり得たのかなと思うと、ちょっとぞっとしたという経験です。

何のトラブルもなく長年取引を行ってやってこられたのは、小規模の会社なので、幹部の方も事業内容にとっても精通していらっしゃって、肌感覚で、契約書がなくてもリスクがないということを多分わかっていた。本当にリスクがありそうなことに関しては社外の弁護士にちゃんと相談をして進めてこられている方なので、それが中小企業の規模に合ったコンプライアンス活動として適切なのかもしれません。

しかし、契約がないということで、例えば請負業務に伴って発生する著作権はどうなっているかという、全く移転もされていなければ、制作された方の著作者人格権不行使とかいったところも手当てされてないということで、将来的に、理屈的には権利行使をされてしまうリスクが残っているということで、そういったところに気付いてほしいなと感じております。そこで私は、中小企業がコンプライアンス活動において行き届かない理由はどういうところにあるのか考えてみました。

一番大きいのは、やはり、コンプラ違反に関するリスクに気付く機会そのものがなかなかないという点かと思いました。そもそも、法務部門とかコンプライアンス専門の担当者がおらず、法的な問題を常に指摘してくれるような人材が近くにいない。対処療法的に相談をする外部の弁護士はいますが、そういったところのリスクを指摘してくれる先生ばかりではないのかもしれない。先ほどの会社にも外部の弁護士はいましたが、契約がない状態については指摘をしてくれる機会がなかったのかなというところではあります。

同じように、外部監査とか、内部監査とか、そういった仕組みが全くない。弊社であれば、親会社とか、監査法人とか、そういったところから、取り引きの流れはどうなっているのかとか、ガバナンスはどうなっているのかといったところまで監査が入って、そこに向けて改善をしていくというところに入っていくのですが、監査が入ってこないとなると、問題に気付けるタイミングがないのかなと感じました。

それと、あと、人が流動しないということもあるのかなと思っています。大企業なんかは人事異動がありますし、大きな組織の中で経験をした方が別の部署に異動されたりということで、それに伴って、また新しい情報とか、新しいリスクの視点とかということも入っていくのかと思います。

しかし、中小企業では、人事異動も少なく、人はなかなか流動せず、意識が慢性化してしまったりというところで、リスクに気付きにくい体質が続いてしまうというところもあるのかなと思います。

あと、よく言われることかと思いますが、ビジネスのことを考えるだけで精いっぱい、コンプライアンス活動に気を配る経済的、時間的余裕がないということも、気付く機会がないということなのかなと感じております。

あと、トップが突っ走ってしまったときに、社内に、それに対して対等に牽制し合える人材がなかなかいない。関連部門間で牽制し合って、突っ走るところを止めることのできる社員がいないような場合、スピードが速いのは利点かもしれないのですが、突っ走りやすいという体質もあるのかなと思っています。

最後はちょっと視点が違ってくるかもしれませんが、中小企業では社長や幹部が事業の隅々の状況まで、リスクを含めて、肌感覚で把握できていると思っている場合が多いのかなと思います。長年トラブルがないままに活動を続けてきている自信もあって、そういったところに意識が行かない場合もあるのかなと思います。

ただ、長年問題なく経営を行うことができているということは、裏を返せば、無意識に規模に合ったコンプラ活動ができている、ということでもあると思います。直感的にまずいと思ったことに関しては、上手に回避してくることができているのかなとも思います。

とはいえ、やはり、リスクに気付かない場面もあると思いますので、そこをなんとかサポートすることができないかなと思います。

ここはアイデアが全くないのですが、中小企業の経営者が、各社においてコンプラリスクに気付くことができるような機会を周りから増やすことができないかな、と。例えば中

小企業庁なのか、弁護士の我々なのかわかりませんが、そういったところの機会を増やすような取り組みに協力できていければいいかなと思っております。以上です。ありがとうございます。

大澤 中小企業といろいろなコラボレーションをする中で中小企業について感じたことをおっしゃっていただきました。意外と規模に合ったコンプライアンス活動をしているのかもしれないなというふうにも思われた、しかし、コンプライアンスとは気が付いてないんじゃないかなというふうにも感じたということでした。どうもありがとうございます。